

兵庫県公報

平成19年 8月21日 火曜日 第 1903 号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○明石市の区域内において新たに生じた土地であることを確認した旨の届出（市町振興課） | 1 |
| ○明石市の区域内における字の区域変更（同） | 1 |
| ○換地処分に伴う明石市の区域内における町の設定、字の区域変更及び字の廃止（同） | 2 |
| ○換地処分に伴う太子町の区域内における町及び字の区域変更（同） | 4 |
| ○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 4 |
| ○基本測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 5 |
| ○阪神間都市計画道路事業の認可（平成19年近畿地方整備局告示第96号）（街路課） | 6 |
| ○道路の位置指定（建築指導課） | 6 |
| 公 告 | |
| ○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課） | 6 |
| ○随意契約の相手方等の公示（県立大学） | 7 |
| ○平成20年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施（県立農業大学校） | 7 |
| 公安委員会告示 | |
| ○警備員指導教育責任者講習の実施 | 11 |
| 労働委員会公告 | |
| ○あっせん員候補者の氏名、閥歴等 | 12 |
| 収用委員会告示 | |
| ○収用の裁決手続開始決定 | 14 |

告 示

兵庫県告示第 878 号

明石市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成19年 6月29日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、明石市長から届出があった。

平成19年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 所 在 地 | 面 積 |
|--|-----------|
| 明石市二見町東二見字築地2010、2011及び2012の地先の公有水面埋立地 | 3,324.80㎡ |

兵庫県告示第 879 号

明石市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、明石市長から届出があった。

平成19年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 編 入 す る 区 域 | | 編 入 先 の 字 |
|--|-----------|------------|
| 所 在 地 | 面 積 | |
| 明石市二見町東二見字築地2010、2011及び2012の地先の公有水面埋立地 | 3,324.80㎡ | 二見町東二見字六番地 |

兵庫県告示第 880 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、明石市の区域内において、次のとおり、町の設定、字の区域の変更及び字の廃止をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、明石市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 変 更 前 | | | 変 更 後 |
|--------|-------------------------------|---|-------------|
| 大 字 | 字 | 地 番 | 町 |
| 二見町西二見 | フケ田 | 1353の2の一部 1354の一部 1354の1の一部 1355の3の一部 1355の4の一部 1356の1 1356の3の一部 1356の4の一部 | 二見町西二見駅前1丁目 |
| | 楽作 | 1357の一部 | |
| | 高田 | 1378の一部 1400の一部 1401の一部 1403の一部 1404 1405の一部 1407の一部 | |
| | 大池ノ下 | 1431の1の一部 1431の2の一部 1432の1 1432の3 1433 1434の一部 1435 1436の1 1436の2 1436の4 1436の6 1436の7 1436の9 1437の1 1437の2 1437の6 1437の12 1437の16 1437の19 1437の23 1437の25 1437の26 1438の1から1438の6まで 1439から1441まで 1442の1 1443の1 1444の1 1445の1 1445の8 1448の1 1449の1 1450から1455まで 1456の一部 1457 1458の一部 1459の1 1459の2 1460から1462まで 1463の1 1464 1465の1 1466 1467の1 1468の1 1469の3 1470 1472の1の一部 1473の1の一部 1473の2 | |
| 更池ノ下 | 1478の2の一部 1479の3の一部 1480の3の一部 | | |
| 村北 | 西之溝 | 1199の1 1202から1204まで 1205の1 1205の8 1205の9 1206の2 1208の2 1209の2 1210 1211の1から1211の5まで 1212 1213の1 1213の2 1214 1215 1216の2 1218の1 1219の1 1220から1222まで 1223の1 1223の2 1226の1から1226の4まで 1227 1228の1 1228の2 1229の1 1229の2 1230 | 二見町西二見駅前2丁目 |
| | | 1328の1 1328の2の一部 1328の3 1330の2 1330の3の一部 | |

| | | |
|-------|---|---------------------|
| フケ田 | 1340の3の一部 1347の1の一部 1348の3の一部 1350の2の一部 1351の1の一部 1352の2の一部 1354の一部 1354の1の一部 1355 の3の一部 1355の4の一部 1356の3の一部 | |
| 楽作 | 1357の一部 1358 1358の1 1359 1359の1 1360の1 1360の2の 一部 1360の3から1360の7まで 1361の1 1361の2の一部 1361の 3 1362の2 1362の3の一部 1363の1 1363の3の一部 1364の1 1364の2の一部 1366の1 1366の2 1366の5の一部 1367から1369 まで 1370の1から1370の5まで 1371の1から1371の3まで 1372 1372の1 1373 1373の1 1374から1377まで | |
| 高田 | 1378の一部 1379から1382まで 1383の1 1383の2 1384から1386ま で 1387の1から1387の8まで 1388 1389 1390の1 1390の2 1391の1から1391の4まで 1392の1 1392の2 1393の1 1393の2 1394から1399まで 1400の一部 1401の一部 1402 1403の一部 1405 の一部 1406 1407の一部 | |
| イ子井 | 1408の1 1408の2 1409 1410 1411の1から1411の6まで 1412 1413 1414の1 1414の3から1414の5まで 1415の1 1416の1 1420の1から1420の3まで 1421 1422の1から1422の7まで 1423の 1から1423の3まで 1424の1から1424の4まで 1425 1426の1 1426の2 1427 1428の1から1428の3まで 1430の1から1430の3ま で | |
| 大池ノ下 | 1431の1の一部 1431の2の一部 1434の一部 1456の一部 1458の一 部 | |
| 末々池ノ下 | 1288の1 1288の3から1288の5まで 1289の1 1290の1 1291の1 1292の1 1293の1 1294の1 1296から1299まで 1300の一部 1301 の1 1301の2 1302から1306まで 1307の1 1307の2 1308 1309 1310の1 1310の2 1311 1312の1から1312の7まで 1313の1から 1313の4まで 1314 1315の1から1315の5まで | 二見町西二 見駅前3丁 目 |
| 西之溝 | 1328の2の一部 1329の1から1329の3まで 1330の1 1330の3の一 部 1331の1から1331の5まで 1332の1 1332の2 1333から1335ま で | |
| フケ田 | 1336 1337 1338の1 1338の2 1339 1340の1 1340の2 1340の 3の一部 1340の4から1340の6まで 1341から1344まで 1345の1 1345の2 1347の1の一部 1347の2 1348の1 1348の2 1348の3 の一部 1349 1350の1 1350の2の一部 1350の3 1351の1の一部 1351の2 1352の1の一部 1352の2の一部 1352の3 1352の4 1353の1の一部 1353の2の一部 1354の一部 1354の2 | |
| 楽作 | 1360の2の一部 1361の2の一部 1362の1 1362の3の一部 1363の 2 1363の3の一部 1364の2の一部 1365の1 1365の2 1366の3 1366の4 1366の5の一部 | |

| | | |
|---|---|---------------------|
| 末々池ノ 内 | 1499の一部 1502の一部 1507の一部 | 二見町西二 見駅前4丁 目 |
| 末々池ノ 下 | 1300の一部 | |
| フケ田 | 1352の1の一部 1353の1の一部 1353の2の一部 1355の1 1355の 2 1355の4の一部 1356の2 1356の4の一部 | |
| 大池ノ下 | 1472の1の一部 1472の2 1473の1の一部 1473の3 | |
| 更池ノ下 | 1474の1 1474の2 1475の1から1475の3まで 1476 1477の1 1477の2 1478の1 1478の2の一部 1478の3 1479の1 1479の3 の一部 1479の4 1480の3の一部 1480の4 1482の1 1482の4 1483の1 1484の3 1488の1 1488の5 1489の1 1491 | |
| 末々池ノ 内 | 1492から1494まで 1496 1496の1 1497 1497の1 1497の2 1498 の1 1498の2 1499の一部 1500 1501 1502の一部 1503から1506 まで 1507の一部 1508から1516まで 1518の1 1518の2 1519から 1522まで 1523の1 1523の2 1524の1 1524の2 1525 | |
| 高 落 | 1526 1527の1 1527の2 1528の1 1530 1531の3 1534の3 | |
| 上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。 | | |

備考 地番は、平成18年12月31日現在の地番である。

兵庫県告示第 881 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、太子町の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、太子町長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年 8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 変 更 前 | | | 変 更 後 | |
|---|-------|---------------------|-------|-----|
| 大 字 | 字 | 地 番 | 大 字 | 字 |
| 太 田 | ヨ フ カ | 1539の1の一部 1540の1の一部 | 太 田 | 往 田 |
| 上記のほか、大字太田字往田1428の2、1429の2、1430の2、1431の3、1432の2に隣接する道路である公有地の一部は、大字太田字ヨフカに編入する。 | | | | |

備考 地番は、平成19年 2月 9日現在の地番である。

兵庫県告示第 882 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年 8月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 神戸市前開土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|------------------|
| 理事 | 松井好孝 | 神戸市西区伊川谷町前開500番地 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|---------------------|
| 理事 | 杉本省三 | 神戸市西区伊川谷町前開1926番地の1 |

2 八幡土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|------------------|
| 理事 | 福永勇美 | 姫路市船津町2485番地 |
| 同 | 福永等 | 同 市船津町2511番地 |
| 同 | 見方昇 | 同 市船津町2598番地の2 |
| 同 | 福永和夫 | 同 市船津町2176番地 |
| 同 | 安田幹雄 | 同 市船津町2577番地の2 |
| 同 | 福永千秋 | 同 市船津町2572番地 |
| 同 | 福永哲郎 | 同 市船津町2517番地の1 |
| 監事 | 福永哲典 | 同 市船津町2282番地の2 |
| 同 | 福永秀和 | 同 市船津町5314番地の6の2 |
| 同 | 平石満幸 | 同 市船津町2271番地の4 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|---------------|
| 理事 | 福永利一 | 姫路市船津町2512番地 |
| 同 | 小田徹展 | 同 市船津町2500番地1 |
| 同 | 青田寛 | 同 市船津町2585番地 |
| 同 | 福永敏喜 | 同 市船津町2573番地 |
| 同 | 福永光利 | 同 市船津町2533番地 |
| 同 | 福永智彦 | 同 市船津町2100番地2 |
| 同 | 平石満幸 | 同 市船津町2271番地4 |
| 監事 | 福永和夫 | 同 市船津町2176番地 |
| 同 | 福永勇美 | 同 市船津町2485番地 |
| 同 | 福永仁一 | 同 市船津町2542番地 |

兵庫県告示第 883 号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成19年 8月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 作業種類

基本測量（精密測地網高精度三次元測量、特定地域高精度三次元測量）

(2) 作業期間

平成19年 8月15日から平成20年 3月 4日まで

(3) 作業地域

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、高砂市、南あわじ市、加古郡稲美町、同郡播磨町、揖保郡太子町及び赤穂郡上郡町

2 (1) 作業種類

基本測量（高精度三次元測量）

- (2) 作業期間
平成19年8月20日から平成20年1月18日まで
- (3) 作業地域
尼崎市及び西宮市

兵庫県告示第884号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の認可の告示（平成19年近畿地方整備局告示第96号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年8月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業3.3.159号 球場前線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成19年8月2日から平成23年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県西宮市高松町地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第885号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成19年8月21日から西播磨県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成19年8月21日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号 | 指定年月日 (平成年月日) | 道路の位置 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|-------------------|------------------|-----------------------------------|--------------|--------------|
| 第H19西播位置 0002号 | 19. 7. 30 | 揖保郡太子町馬場字下不毛113番1の一部、114番3 の一部 | 6.00 | 42.06 |

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年8月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町西田原字川ノ上1302番14、1302番16
同 郡同 町西田原字堂ノ前1328番1、1328番6、1329番、1329番1、1329番2、1330番2、1330番3
の一部
同 郡同 町西田原字橋詰1331番1、1331番3、1331番7の一部、1331番8の一部、1331番9から
1331番11まで、1332番1、1332番5、1332番6の一部、1332番7から1332番9まで、1333番1から1333番

4まで、1334番9、1334番13から1334番17まで、1336番6、1336番10の一部

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市田寺二丁目3番13号
有限会社セーフティハウス 代表取締役 的場政和
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年5月31日
兵庫県指令中播(建)第1-1号(19福崎)
- 2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
相生市栄町1062番1、1064番8から1064番10まで
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
揖保郡太子町東保14番地の3
美松産業株式会社 代表取締役 松田 隆
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年3月20日
兵庫県指令西播(建)第1-19号(18相生)

~~~~~

#### 随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成19年8月21日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 塚本隆文

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
ニューズバル新ビームラインの製造の請負
- (1) 放射光伝送系 一式
- (2) 放射光実験系 一式
- 2 契約に関する事務を担当する者の名称及び所在地  
兵庫県立大学高度産業科学技術研究所 赤穂郡上郡町光都3丁目1番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成19年7月11日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
- (1) 株式会社トヤマ 神奈川県座間市ひばりが丘4丁目13番16号
- (2) 明昌機工株式会社 丹波市氷上町沼148
- 5 随意契約に係る契約金額
- (1) 192,675,000円
- (2) 87,675,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(a)による。

~~~~~

平成20年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施

兵庫県立農業大学校管理規則(昭和58年兵庫県規則第34号)第8条第2項の規定により、平成20年度兵庫県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

平成19年8月21日

兵庫県立農業大学校長 上林良之

- 1 推薦入学試験
- (1) 募集人員

農産園芸課程 } 15名程度
畜産課程 }

(2) 教育期間

2箇年（全寮制）

(3) 試験日時

平成19年11月1日（木）

午前9時から

(4) 試験場所

加西市常吉町1256-4

兵庫県立農業大学校

(5) 試験科目

ア 筆記試験（小論文）

イ 面接試験

(6) 受験資格

次の条件を満たし、当該志願者の高等学校長（以下「当該高等学校長」という。）が責任をもって推薦できる者で、かつ県民局地域振興部農林（水産）振興事務所農業改良普及センター所長（以下「農業改良普及センター所長」という。）が適格と認める者であること。

ア 兵庫県内に農業経営基盤があり、本県農業の発展に貢献しようとする意志が強く、農業大学校卒業後農業後継者を志し、地域社会のリーダーとして活躍しようとする者。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を平成20年3月卒業見込みの者で、本県農業大学校のみ受験する者。

ウ 本校の教育方針に従い、学業を全うし集団生活に耐えうることができると認められる者。

エ 学業成績は、調査書の評価平均で3.0以上であり、人物及び健康に優れている者。

(7) 出願手続

ア 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号〔縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル〕以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、200円切手を貼り付けたもの）を同封し、本校あてに申し込むこと。

イ 提出書類

志願者は、次の書類に入学考査料2,200円を添え、平成19年10月12日（金）から同月26日（金）までの間に提出すること。

なお、郵送による場合は、平成19年10月26日（金）までに必着のこと。

また、入学考査料2,200円は、平成19年10月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参の場合は現金でも良い。

(ア) 入学願書

(イ) 受験票

氏名、出身高校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

(ウ) 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の住所・氏名を記載し、80円切手を貼り付けたものを同封すること。

(エ) 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

(オ) 調査書

当該高等学校長が作成し、厳封したものであること。

(カ) 添付書類

a 当該高等学校長の推薦書

b 農業改良普及センター所長の意見書（住所地を管轄する農業改良普及センター所長が作成し、厳封したものであること。）

ウ 提出先

郵便番号679-0104

加西市常吉町1256-4

兵庫県立農業大学校 教務課

(8) 合格発表

平成19年11月2日(金)午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

(9) 受験についての問い合わせ先

加西市常吉町1256-4

兵庫県立農業大学校 教務課

電話番号 0790-47-1551

2 一般入学試験(前期)

(1) 募集人員

農産園芸課程 } 計20名程度
畜産課程 }

(2) 教育期間

2箇年(全寮制)

(3) 試験日時

平成19年12月18日(火)

午前9時から

(4) 試験場所

加西市常吉町1256-4

兵庫県立農業大学校

(5) 試験科目

ア 筆記試験

(ア) 国語(古文及び漢文は除く。)

(イ) 数学I+A

イ 面接試験

(6) 受験資格

本県の農業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、25歳未満(平成20年4月1日現在)の者で、次のいずれかに該当する者であること。

ア 学校教育法による高等学校を卒業した者又は平成20年3月卒業見込みの者。

イ 知事が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

(7) 出願手続

ア 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒(角形2号〔縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル〕以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、200円切手を貼り付けたもの)を同封し、本校あてに申し込むこと。

イ 提出書類

志願者は、次の書類に入学考査料2,200円を添え、平成19年11月21日(水)から同年12月10日(月)までの間に提出すること。

なお、郵送による場合は、平成19年12月10日(月)までに必着のこと。

また、入学考査料2,200円は、平成19年11月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参の場合は現金でも良い。

(ア) 入学願書

(イ) 受験票

氏名、出身高校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

(ウ) 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の住所・氏名を記載し、80円切手を貼り付けたものを同封すること。

(エ) 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

(カ) 調査書

当該高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当調査書を提出できない者は、当該試験の成績証明書をもって調査書に代える。

ウ 提出先

郵便番号679-0104
加西市常吉町1256-4
兵庫県立農業大学校 教務課

(8) 合格発表

平成19年12月19日(水)午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

(9) 受験についての問い合わせ先

加西市常吉町1256-4
兵庫県立農業大学校 教務課
電話番号 0790-47-1551

3 一般入学試験(後期)

(1) 募集人員

農産園芸課程 } 計5名程度
畜産課程 }

(2) 教育期間

2箇年(全寮制)

(3) 試験日時

平成20年3月5日(水)
午前9時から

(4) 試験場所

加西市常吉町1256-4
兵庫県立農業大学校

(5) 試験科目

ア 筆記試験

(ア) 国語(古文及び漢文は除く。)
(イ) 数学I+A

イ 面接試験

(6) 受験資格

本県の農業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、25歳未満(平成20年4月1日現在)の者で、次のいずれかに該当する者であること。

ア 学校教育法による高等学校を卒業した者又は平成20年3月卒業見込みの者。

イ 知事が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

(7) 出願手続

ア 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒(角形2号〔縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル〕以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、200円切手を貼り付けたもの)を同封し、本校あてに申し込むこと。

イ 提出書類

志願者は、次の書類に入学考査料2,200円を添え、平成20年2月20日(水)から同月29日(金)までの間に提出すること。

なお、郵送による場合は、平成20年2月29日(金)までに必着のこと。

また、入学考査料2,200円は、平成20年2月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参の場合は現金でも良い。

(ア) 入学願書

(イ) 受験票

氏名、出身高校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り

付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

(ウ) 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の住所・氏名を記載し、80円切手を貼り付けたものを同封すること。

(エ) 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

(オ) 調査書

当該高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当調査書を提出できない者は、当該試験の成績証明書をもって調査書に代える。

ウ 提出先

郵便番号679-0104
加西市常吉町1256-4
兵庫県立農業大学校 教務課

(8) 合格発表

平成20年8月6日(木)午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

(9) 受験についての問い合わせ先

加西市常吉町1256-4
兵庫県立農業大学校 教務課
電話番号 0790-47-1551

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第220号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年8月21日

兵庫県公安委員会
委員長 小倉修悟

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号業務」という。)

(2) 実施日

平成19年9月26日(水)から同月28日(金)までの3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階会議室

(4) 修了考査の実施

講習最終日は、修了考査(14問35分)を実施する。

2 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正法」という。)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者(既に、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習により、2号業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等(規則第6条第1項に規定する指導教育責任者資格者証等をいう。)の交付を受けている者を含む。)

3 受付期間等

(1) 受付期間

平成19年8月27日(月)から同年9月7日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで)

(2) 受付定員

60人とする。ただし、平成19年8月27日（月）については、受講対象者に該当する者のうち、申込み時において2号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者のみを対象とし、20人まで受け付けるものとする。

- 4 申込先
兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）
- 5 申込時の提出書類
 - (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
 - (2) 旧資格者証の写し
 - (3) 申込時において2号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者にあつては、選任されていることを疎明する書面（改正法附則第4条に規定する届出書、法第11条に規定する届出書等の写し）
- 6 受講手数料
14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。
- 7 受講日の携行品
筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）
- 8 その他
 - (1) 受講者の確定は先着順とし、受付定員に達した時点で申込みを締め切る。
 - (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
 - (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
 - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りのないようにするこ
と。
 - (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- 9 講習委託先
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
社団法人兵庫県警備業協会
- 10 問い合わせ先
 - (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話（078）341-7441 内線 3046
 - (3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話（078）252-0166

労働委員会公告

兵庫県労働委員会公告

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、平成19年8月2日現在における兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等を次のとおり公告する。

平成19年8月21日

兵庫県労働委員会
会長 滝澤 功治

| 氏名 | 経歴 | 委嘱年月日 |
|------|--------------------------------|------------|
| 大内伸哉 | 兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授 | 平成19年8月2日 |
| 島本健二 | 兵庫県労働委員会公益委員 社会福祉士 | 平成15年7月22日 |

| | | |
|-----------|---------------------------------------|-------------|
| 下 崎 千 代 子 | 兵庫県労働委員会公益委員 大阪市立大学大学院経営学研究科教授 | 平成17年 7月28日 |
| 滝 澤 功 治 | 兵庫県労働委員会公益委員（会長） 弁護士 | 平成 9年 7月 2日 |
| 畑 喜 春 | 兵庫県労働委員会公益委員 日本赤十字社兵庫県支部参与 | 平成19年 8月 2日 |
| 正 木 靖 子 | 兵庫県労働委員会公益委員 弁護士 | 平成13年 7月 9日 |
| 米 田 耕 士 | 兵庫県労働委員会公益委員 弁護士 | 平成19年 8月 2日 |
| 大 森 唯 行 | 兵庫県労働委員会労働者委員 新日本製鉄広畑労働組合組合長 | 平成15年 7月22日 |
| 白 田 春 雄 | 兵庫県労働委員会労働者委員 三菱重工労働組合高砂製作所支部執行委員長 | 平成18年 3月16日 |
| 高 西 太 郎 | 兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合兵庫地区本部執行委員長 | 平成17年 7月28日 |
| 辻 芳 治 | 兵庫県労働委員会労働者委員 N T T労働組合兵庫総支部執行委員長 | 平成19年 8月 2日 |
| 村 上 昇 | 兵庫県労働委員会労働者委員 U Iゼンセン同盟兵庫県支部支部長 | 平成15年 7月22日 |
| 柳 田 忠 | 兵庫県労働委員会労働者委員 ナブコ労働組合執行委員長 | 平成13年 7月 9日 |
| 和 田 利 重 | 兵庫県労働委員会労働者委員 山陽電気鉄道労働組合執行委員長 | 平成19年 8月 2日 |
| 熊 谷 昌 之 | 兵庫県労働委員会使用者委員 兵庫県経営者協会専務理事 | 同 上 |
| 佐 野 喜 之 | 兵庫県労働委員会使用者委員 セイコー化工機株式会社代表取締役社長 | 同 上 |
| 高 田 裕 士 | 兵庫県労働委員会使用者委員 カルトンアイ株式会社代表取締役会長 | 平成 7年 6月23日 |
| 塚 本 晴 之 | 兵庫県労働委員会使用者委員 六甲フーズ株式会社代表取締役社長 | 平成13年 7月 9日 |
| 南 光 正 敬 | 兵庫県労働委員会使用者委員 日清鋼業株式会社特別顧問 | 平成 9年 7月 2日 |

| | | |
|---------|----------------------------------|-------------|
| 前 田 正 則 | 兵庫県労働委員会使用者委員 西芝電機株式会社常勤監査役 | 平成19年 8月 2日 |
| 和 田 要 | 兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社六甲商会代表取締役社長 | 平成15年 7月22日 |
| 釜 本 貞 男 | (前) 兵庫県労働委員会公益委員 | 平成14年 7月16日 |
| 小 嵩 典 明 | 同 上 | 平成 9年 7月 2日 |
| 春 名 一 典 | 同 上 | 平成12年 2月 1日 |
| 佐 藤 幸 信 | (前) 兵庫県労働委員会労働者委員 | 平成17年 7月28日 |
| 高 本 計 廣 | 同 上 | 平成15年 7月22日 |
| 石 崎 泰 二 | (前) 兵庫県労働委員会使用者委員 | 平成 7年 6月23日 |
| 竹 田 佑 一 | 同 上 | 平成 5年11月 2日 |
| 永 友 節 雄 | 同 上 | 平成 7年 6月23日 |
| 小 南 秀 夫 | 兵庫県労働委員会事務局長 | 平成19年 4月 5日 |
| 山 田 幸 嗣 | 兵庫県労働委員会事務局総務調整課長 | 平成18年 4月 6日 |
| 小 前 裕 一 | 兵庫県労働委員会事務局審査課長 | 平成19年 4月 5日 |

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第 3 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成19年 8月21日

兵庫県収用委員会
会長 安 永 正 昭

- 1 起業者の種類及び名称
兵庫県
- 2 事業の種類
阪神間都市計画道路事業
3.4.81号尼崎宝塚線
3.3.5号国道176号線
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日
平成19年 8月 7日

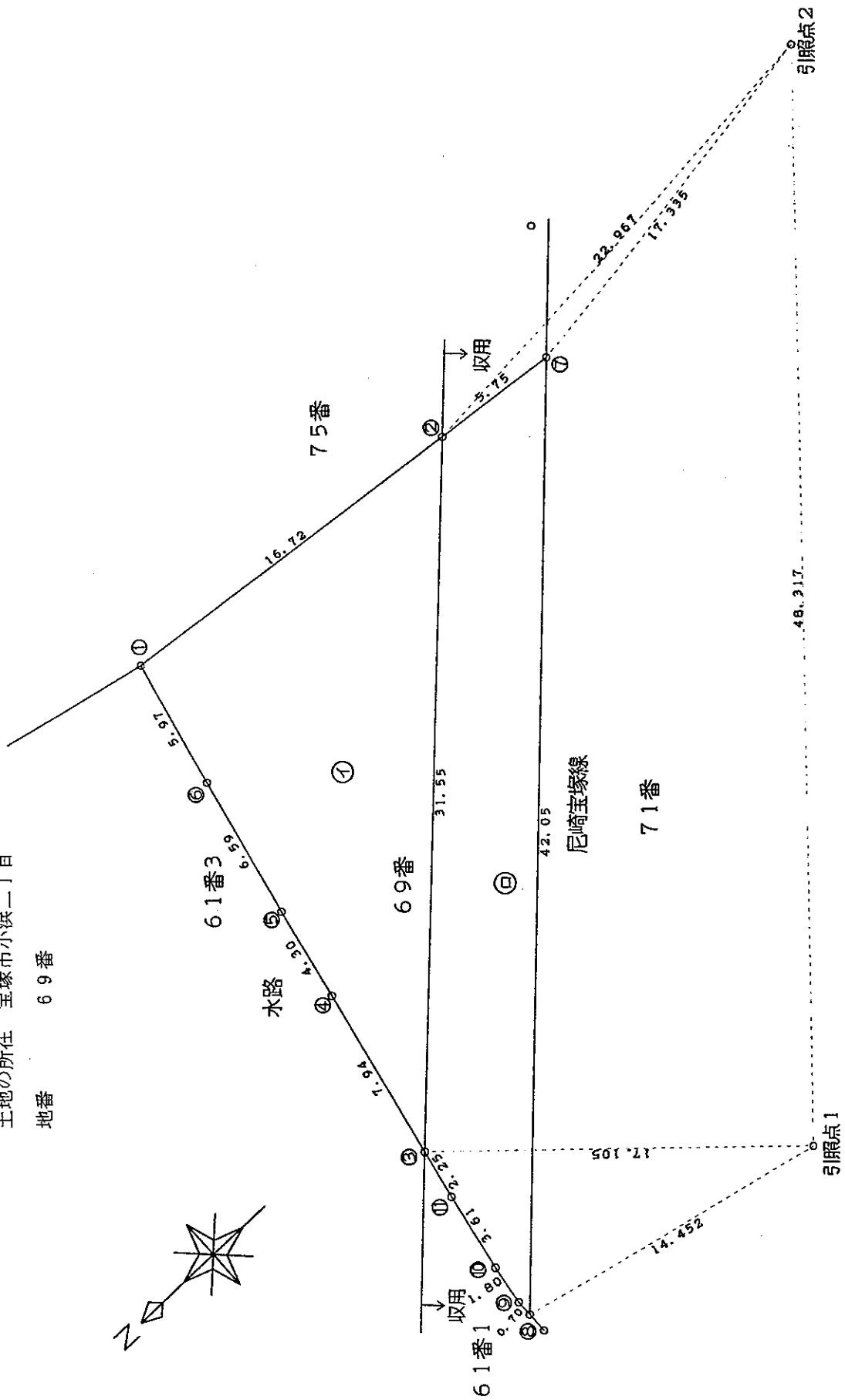
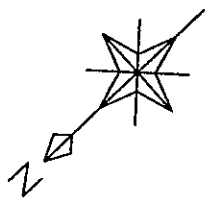
4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

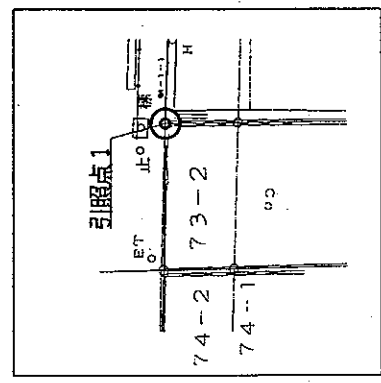
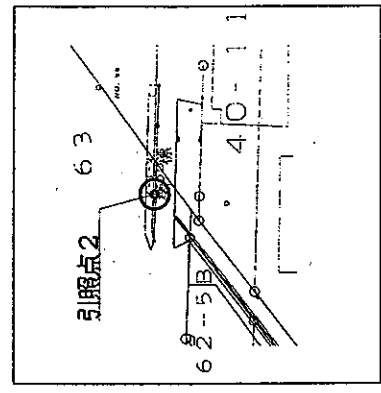
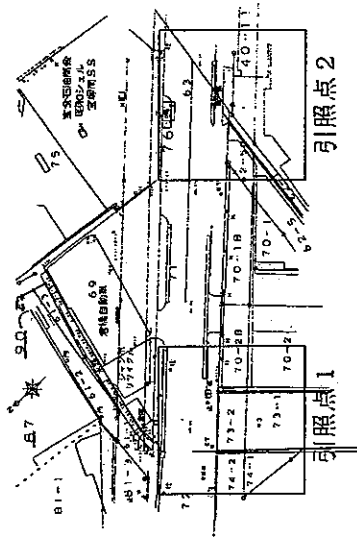
| 裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た 土 地 | | 土 地 所 有 者 | | 土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人 | | | | | | |
|-----------------------------|-----|-----------|---------|-------------------------------|----------------|--|----------------|---------|---------------------|---|
| 所 在 | 地 番 | 地 目 | 公 簿 地 積 | 実 測 地 積 | 収 用 に 係 る 面 積 | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 | 住 所 | 権 利 の 種 類 |
| 宝塚市小浜二丁目 | 69番 | 宅 地 | 378.31㎡ | 378.37㎡ | 170.77㎡ (注) | 坂 西 輝 夫 | 宝塚市安倉南4丁目4番36号 | 坂 西 美 子 | 宝塚市安倉南4丁目4番36号 | 使用借権 |
| | | | | | | りそな保証株式会社 代表者 代表取締役 物江 理 ただし、登記簿上の表示 あさひ銀保証株式会社 | | | さいたま市浦和区常盤十丁目13番10号 | 根抵当権 (平成2 年10月22 日受付第 21209号) |

(注) 収用に係る土地の区域は、別添図面表示の②、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分

実測平面図 S=1/250

土地の所在 宝塚市小浜二丁目
地番 69番





| 地番 ㊦ 69番 残地 | | | |
|--------------|-------------|-----------|-------------|
| NO. | X | Y | 距離 |
| ① | -132528.871 | 94558.879 | 16.72 |
| ② | -132512.210 | 94560.391 | 5.97 |
| ③ | -132510.880 | 94554.567 | 6.59 |
| ④ | -132509.455 | 94548.124 | 4.30 |
| ⑤ | -132508.608 | 94543.907 | 7.94 |
| ⑥ | -132507.004 | 94536.127 | 31.55 |
| 合計 | | | 415.214876 |
| 合計面積 | | | 207.6074380 |
| 合計地積 | | | 207.60 |
| 地番 ㊧ 69番 収用地 | | | |
| NO. | X | Y | 距離 |
| ① | -132534.604 | 94558.360 | 5.75 |
| ② | -132528.871 | 94558.879 | 31.55 |
| ③ | -132507.004 | 94536.127 | 2.25 |
| ④ | -132506.549 | 94533.915 | 3.61 |
| ⑤ | -132505.912 | 94530.356 | 1.80 |
| ⑥ | -132505.663 | 94528.567 | 0.70 |
| ⑦ | -132505.653 | 94527.859 | 42.05 |
| 合計 | | | 341.546944 |
| 合計面積 | | | 170.7734720 |
| 合計地積 | | | 170.77 |
| 総合計地積 | | | 378.37 |

| 符号 | X座標 | Y座標 | 標高 |
|------|-------------|-----------|-----------|
| 引照点1 | -132519.764 | 94524.736 | 公共測量角点(新) |
| 引照点2 | -132551.744 | 94560.955 | 金属標 |